

サービックに二件の申し入れ！

7月4日、J R 東海労新幹線関西地本は、サービックに対して『「ダイヤ改正変更」「業務体制変更」に関する再申し入れ』『第一事業所田中芳範チーフマネージャーの「就業規則違反」「安全配慮義務違反」についての申し入れ』の二件の申し入れを行いました。

「ダイヤ改正変更」「業務体制変更」に関する再申し入れ

鳥飼事業所、第一事業所において、3月12日から「ダイヤ改正変更」、4月1日から「業務体制変更」が実施されています。しかし、これらの施策の問題が解決されないまま実施されています。J R 東海労は、問題解決に向けて、以下の再申し入れ（要約）を行いました。

- ①「ダイヤ改正変更」「業務体制変更」の実施から約3カ月経過した現時点における進捗状況を明らかにすること。
- ②班長業務を担当したスタッフに手当（日額800円）を支給すること。
- ③第一事業所において「公休基本パターン変更」に伴い勤務変更が多数発生している。勤務変更の件数、理由、対策を明らかにすること。
- ④第一事業所における「時間延長（残業）」を、冠婚葬祭以外の事由で出来なかったケースがあったのか明らかにすること。
- ⑤第一事業所における契約社員などの退職について詳細を明らかにすること。
- ⑥勤務の指定は毎月25日の8時までに翌月分を指定すること。
- ⑦鳥飼事業所、第一事業所における3月以降の年休発給状況を明らかにすること。
- ⑧65才以降の再雇用含めて適切な要員を確保して助勤制度を廃止すること。

第一事業所田中チーフマネージャー（総務科長）の「就業規則違反」「安全配慮義務違反」についての申し入れ

6月29日19時頃、第一事業所田中総務科長は、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者にもかかわらず、職場に出てきて2時間ぐらい滞在しました。田中総務科長の行為は「就業規則違反」「安全配慮義務違反」です。J R 東海労は、以下の申し入れ（要約）を行いました。

- ①田中総務科長の職場に出てきて退所するまでの行動を時系列で明らかにすること。
- ②田中総務科長が職場に出てきた行為は「就業規則第69条違反」「安全配慮義務違反」である。本社としての見解を明らかにするとともに、厳正に対処すること。

**サービック新体制（小松新社長）は
早急に団体交渉を開催して誠意ある回答をすること！**